

「メノール」の誕生 — ブラジル下層社会におけるもう一つの子ども期 —

山田政信（筑波大学大学院）
E-mail: yamada@area.chiiki.tsukuba.ac.jp
s95005@ipe.tsukuba.ac.jp

はじめに

ブラジルにおけるストリートチルドレン問題は、その現象が大都市において極めて顕在化し始めた1970年代になって初めて学術論文に取り上げられるようになった。そしてブラジルは、80年代に経済悪化の一路を辿るなか貧困問題をさらに拡大させたが、こと貧困児童に関しては1978年の国際児童年以降ストリートチルドレンに対する関心が高まったといえよう。

拙稿は、ブラジルにおける「ストリートチルドレン」概念を理解するための試みとして、その概念を規定している「メノール」の問題を取り上げるものである。ブラジルでは、いわゆる上・中流社会の「子ども」から排除された下層社会の子どもを「メノール」としてラベリングすることがある。以下、「子ども」の概念を明らかにした上で、「メノール」の概念形成についてふれることで、ストリートチルドレンという表象が持つその歴史的背景を明らかにしたい。

1 「子ども」とは

いわゆる「子ども」と呼ばれる概念は、近代ヨーロッパにおける都市社会にブルジョワが台頭する歴史のなかで生まれた。アリエスは、それを「子ども」の誕生と名付けている(1)。近代以前、「子ども」は小さな「大人」として認識されていたが、近代になると「大人」によって養育されなければならない発育の途上にある無垢なる存在と認識されるようになった。

副田[1986]によると、「子どもは、社会によって子どものラベルを貼られたひと、あるいは人びとである」と定義している。社会とは、社会構造及び、そのサブ・システムとしてのさまざまな社会制度からなる。社会の最も本質的な規定は分業の体系にあり、社会の構成員が基本的に労働力を持ち、分業に参加して労働をする人びとと労働力を持たず分業に参加しない人々に分かれる。したがって、社会構造の中での子どもは、後者の人々に属し、彼らの主要な社会的行為は労働を行い、扶養する人々すなわち大人に扶養されることである。それは、アリエスが導き出したいわゆる「子ども」像である。

次に「子ども」は、家族制度、保険・医療制度、教育制度、経済制度、福祉制度、司法制度等のさまざまな社会制度によって規定されている。そこでは子どもが誕生し、成長する過程において、成人から健康管理を受ける存在、学習する存在、労働しない存在、児童手当等の国家によるサービスの対象、少年法の対象となる年齢範囲の人々として描き出される。

すなわち「子ども」とは、「大人」になるための準備期間にある存在をいう。そのような子ども期

の概念は、学校教育という制度によってより強固に形成されてゆく。教育制度の中に子どもが閉じこめられることは、彼らが「子ども」であることの証左となった。16、17世紀においてイエズス会師らが世界的規模で布教活動を行っていたさまざまな都市では、イエズス会のものに代表されるセミナリオが支配的な学校教育であった。18世紀の新大陸におけるイエズス会の追放の動きとほとんど時期を同じくして、教育は国家が主導権を握るようになる。学校は宗教を離れて世俗化し、上層階級を中心に広く受け入れられるようになる。そして、子どもは学校で成人期を迎える前に理性的な者として教育されなければならないという信念を上層階級の人々の間に生んだのである[アリエス 1992-b:157-186]。

2 「メノール」とは

さて、子ども期の「発見」は、ブラジルにおいても同様の展開をみた。ブラジルはいうまでもなくポルトガルによって植民地化が進められ、そこではイエズス会士による教化活動が盛んに推し進められた。その意味では、彼らこそブラジルにおける教育制度の基礎を形成した人々であったと言える。しかし、18世紀に見られるスペイン・ポルトガル領内からのイエズス会の追放により、植民地ブラジルにおいてもコレジオやセミナリオが閉鎖されることになった。その後の教育機関は空白状態となるが、1818年、サンパウロに無料の初等・中等教育機関である王立学校が設立され、僅かに形成されつつあった都市上層階級の子弟がそこで学んだのである[三田 1994: 41]。

アリエスは、「幼年期」の概念が歴史的に形成されてきたものであり、それが上層階級に限られていたという意味において、特定の社会階級を体現しているということを明らかにした。つまり、「子ども」には下層社会の子どもは含まれず、彼らは「子ども」として認識されることがなかった。ブラジルではそうした子ども期の概念から排除された特定の年齢階層集団にも固有のラベルが貼られる。それが「メノール」である。

元来「メノール (menor)」とは、未成年者を指す用語である。しかしながら、ブラジル社会においてメノールは、マージナルな存在であるとされ、否定的な意味あいが付与されている。またメノールは低所得者層の「すさんだ」家庭に生まれ、「規律のない状況」にあるから、子ども (criança)の中でも例外的存在とされる[Pereira Júnior 1992:13]。

イレネ・ヒツィーニ (Irene Rizzini) は、「メノール」を以下のように定義している [Rizzini 1993-b:96]。

「メノール」は時代によって年齢階層に違いがあるが、それは、18歳以下または20歳以下の未成年者を指すだけではない。「メノール」とは悪習、売春、放浪、道徳性の欠如、そのほか否定的な特質が支配的な家族の出身者であり、低俗なスラングを話し、風貌は乱れ、病気を持ち、教育はなく、生存するためにストリートで働き、怪しい仲間と共に街を徘徊している者たちのことをいう。

19世紀終わりから20世紀初頭にかけて「メノール」という言葉は、しばしばブラジルの法律用語として現れるようになる[Del Priore 1991:129]。そこでは「メノール」が単に未成年者を示すだけではなく、捨て子(2)、あるいは犯罪に走らせるような「異常」で「特異」な状況にある子どもを意味する

ようになった[三田 1994:54、Alvim 1988: 17]。

今世紀初頭からブラジルの貧困児童は、*infância desvalida*(悲惨な子ども)、*petizes*(哀れな子ども)、*pobrezinhos sacrificados*(かわいそうな犠牲者)、*peraltas*(いたずら者)、*vadios*(悪童)、*infância em perigo moral*(道徳的に危険な子ども)、*menores viciosos*(悪い子ども)、*órfãos*(孤児)、*infância abandonada*(捨て子)、*expostos*(世間の荒波にさらされた子ども)などと呼ばれてきた[Alvim 1988: 17]。「メノール」という用語は、こうした呼び名すべてを表象するようになる。

これまでの議論をまとめると、「メノール」とは、社会構造の中で労働分業に参加するため「子ども」には含まれない存在である。社会制度においても「子ども」からは除外される。なぜなら、家族制度では、彼らは扶養者を持たないことがあり、たとえ「扶養者」がいても実質的には扶養されていないことがあるからである。保険・医療制度の発達していないブラジルでは、医療機関に与ることもままならない。教育制度からも置き去りにされていることが多いと対称的に、早期労働参入は彼らが経済制度に組み込まれていることを示している。また、司法制度では彼らを伝統的に「子ども」として扱ってこなかった。以下、ブラジルの社会制度に焦点を当てて、歴史的に「メノール」の誕生を明らかにしよう。

3 「メノール」の誕生

1921年の民法改定で、遺棄された未成年及び未成年犯罪者の救済及び保護事業が制定され、1927年にブラジルで初めて、未成年の保護を目的とした未成年保護法(Código de Menor)が制定された[三田 1994: 54、Pereira Júnior 1992: 18]。これが、1990年の児童青少年法(Estatuto da Criança e do Adolescente de 1990)の制定まで、ブラジル唯一の未成年保護法となつたわけである。このときの未成年保護法において「メノール」は、貧困児童を表すカテゴリー(3)として登場した。そして、「メノール」には、新聞、法律雑誌、学術会議などを通じて貧困児童というイメージと、両親、後見人、国家、社会から見放され、保護するものがいない子どもというイメージが付与されていった[Del Priore 1991:135]。つまり、1920年代から今日に至るまで、この用語は遺棄され周縁化された(situação de marginalidade)状態にある子どもをさすようになったのである[Del Priore 1991:129]。「メノール」は法制上の用語であり、公的な場で用いられるがゆえに私的な人間関係が支配的な場ではその使用が拒否される。「メノール」という言葉は、愛情を伴わず、冷酷に扱われる子どもを意味し、ひいては彼が人間でさえないとという意味を持つようになるのである[Alvim 1988: 17参考]。

3.1 「メノール」の誕生前史：児童犯罪の増加と都市治安維持の法制化

ブラジルにおける児童問題は、19世紀末に社会的関心が持たれるようになった。その頃、都市が急速に成長しはじめていたが、産業市場に供給される自由な労働力の増加がその一つの要因となっていた。自由な労働力は、奴隸制の廃止による解放奴隸と都市近郊の農村から流入する非熟練労働者であった。都市化が進展し、人口が増加するなかで貧困層は増大した。つまり自由な労働力の増加が、都市貧困

層の拡大を招いたのである。少年非行、放浪、暴力が世紀の転換期の新聞紙上において見慣れた記事となり、それらの原因は貧困層にあるとされた。そうした中、児童が犯罪法でも扱われる対象となつたが、そこでの児童は、「大人」となんら区別されることがなかった[Pereira Júnior 1992: 16 - 17]。

カンディード・ノゲイラ・ダ・モッタ(Cândido Nogueira da Motta)は、1895年、サンパウロ州法務局の報告書においてサンパウロにおける未成年の犯罪の増加を次のように述べている。

子どもの犯罪は目に見えて増加している。1894年、9才から20才までの犯罪者数はたった59人だったが、今年に入り97人に増加した。つまり60%の増加である。どういうことだろうか？ストリートを徘徊する子どもの数は異常なほどである。[Del Priore 1991:137、三田 1994: 53]。

そして、その11年後にはさまざまな理由によって警察に逮捕された子どもは年間1500人にまで増加している。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、12歳以下の労働者数には減少傾向が見られるが、それは児童の犯罪数とも関係があるように思われる。1891年の1.313法では、工場で働く子どもの年齢及び時間制限が規定されている。たとえば、繊維工場における12歳未満の労働の禁止である。ただし、8才から11才までの見習い労働は例外とされた。そして、1894年のサンパウロ州統計資料局の記録によると調査対象となった4カ所の繊維工場において、18才未満の労働者は全労働者人口の25%であったが、1912年になると30%に増加している[Pires 1988: 89への引用]。1919年にはそれらの数値は19箇所のサンパウロ市の繊維工場で40%、サンパウロ州全体の30箇所の工場で35%へと増加している。ところがその一方、同年の12才未満の労働者はサンパウロ市内ではみられず、サンパウロ州全体でも考慮に値しない数に減少しているのである[Moura,E. 1982:144 - 145]。つまり、12才未満の労働力を市場から排除することによって12歳以上の労働市場を拡大し、社会犯罪を起こすであろう肉体的に成長した下層の若い労働力を市場へ吸収することで犯罪を減少させようとしたことが読みとれる。このような、労働力として子どもを吸収することによって子どもによる社会犯罪を解決しようとする方策は、現在のいくつかの都市行政においてもみられる傾向である。

1906年には連邦議会に児童裁判所 (Juízo de Menores)創設の第一案が提出される。当時その案は却下されたが、増大しつつある子どもによる社会犯罪に取り組むためには、裁判所レベルで対処しなければならないという必要性が明らかにされたという点で重要である[Alvim 1988:5]。当時、国会にはいくつかの未成年法案が提出されたが、その多くは廃案となっている。しかし、1910年代から1920年代にかけて盛んとなった民権運動や労働運動の動きの中で、未成年保護を目的とした法的措置、すなわち児童裁判所(Juízo de Menores)の創設案が1923年に可決する[三田 1994: 54]。

このような法制化への動きが児童犯罪対策であったとするのがこれまでの論調である。しかし、治安維持の名の下に、興隆しつつある都市の上層階級を犯罪から擁護するという政府の思惑があった点を見逃してはならない。すなわち、「都市」の論理から言うならば、都市経済の発展を促進する上層階級の安全保障には、このような法制化が必要であったのである。

3.2 第一次児童法：科学的知識尊重の時代

司法制度における今世紀の20年代は、「非行」に関してそれまで未成年者と成人との間に差異が設けられていなかったことに対する批判が生まれたということに特徴づけられる。その批判とは、子どもと成人の犯罪者との接触を断ち、子どもがますます犯罪に走るのを回避するべきだというものであった。そして、子どもは犯罪者か犠牲者か、また处罚を与える対象か福祉を与える対象かという議論が、それ以降の法制定に影響を及ぼすこととなる[Pereira Júnior 1992: 16 - 17]。

1921年には、4.242法により民法が改定され、非行少年の救済策が講じられる。同改定により居住地のない未成年や孤児らに「捨て子 (abandonado)」というカテゴリーが与えられ、彼らの「救済」および「保護」を目的とした事業が許可された。連邦統治区児童裁判所 (Juízo de Menores do distrito federal)は、1923年の大統領令16.272によって提案から17年後に可決・設立されるに至る[Pereira Júnior 1992: 18、Rizzini 1993-b:83]。そこでは、子どもに対する法的措置を講ずる際の新たな基準が定められた。その基準とは、メノールのモラル、肉体、環境、感情、知能の各側面を科学的に試験し、分類して設定するものである。それゆえ、裁判所には教育学、医療心理学の専門家、医者、教師らが登用された[Rizzini 1993-b:83]。

19世紀終わり頃からみられる科学的知識を重視する動きは、このように裁判所の創設に多大な影響を与えた。科学的な知識にしたがってメノールの診断を行い、それによって彼らの治療を考えるという形で、メノールの保護を目指したわけであるが、これが現在の児童保護対策の基礎となったといえるであろう。[Ibid. 1993-b:84 - 85]。そして、後に述べる児童生態学研究所(Laboratório de Biologia Infantil)は、科学的知識偏重という傾向のなかで児童裁判所の下部組織として創設された。

児童裁判所の設立に引き続き、1927年には最初の児童法 (Código de Menores、17.943-A法) が児童福祉法及び保護法を確立することを目的として制定された。これが第一次児童法であるが、これは国家が保護及び再教育のための強制権を掌握するための組織化をはかるものであった。ここに至って「捨て子の結果であり、非行少年を生むもの」として認識される「メノール」が「発見」されたのである[Pereira Júnior 1992: 18]。したがって、この法律は子どもの福祉や保護という名の下に、社会の秩序を乱すであろう子どもと、そうでない「子ども」を分けるために制定されたことができる。

宮沢康人は、現代福祉国家の源流とも言えるビクトリア朝時代の子ども保護法が矛盾をはらんだものであったと指摘する。そして、その法律の中の子ども像は、経済的世界から解放されたブルジョワの子どもを範型として成立したものであり、労働者階級の子どもの労働搾取の上にブルジョワ的子ども像が成立しているという事実を逆照射する結果となった、と述べている[宮沢 1985: 206]。ブラジルの第一次児童法もビクトリア朝時代の子どもの保護法と同様の意味付けがなされるようと思われる。

30年代の半ばには、児童裁判所によって児童生態学研究所が創設された。そしてメノールの医学的な診断が試みられ、知能テストによる正常と異常との区別がなされた[Rizzini 1993-b:85]。

この当時、メノールを理解するための科学的知見は、彼らの非行、遺棄などの「異常」の原因を探る上での重要な手段であった。しかし、彼らの「異常な」状況を生む原因を科学的に追求するということは、未成年者を取り囲む環境を分析することではなく、未成年者そのものの分析であって、彼が

「異常」であるのは彼自身に問題があるからだという見方であった。ブラジルに訪れた工業化を進展させた科学的「観察」はメノールの「異常」な状態を探り出すのに注がれ、やがては工業化社会の上層に落ち着くことになろう上層階級の子どもたちから「逸脱」した子どもとして科学的に認識されるようになったと言えるであろう。

3.3 新刑法(1940年)と緊急法(1943年)：「メノール」の形成

エスター・ド・ノヴォ（新国家）の時代(1937年から1945年)、連邦政府は種々の大統領令によって「メノール」の年齢の幅を拡大する。1940年の新刑法では刑法上の罪に問われることのない最低年齢を18歳にまで広げている。また、同年2月17日、大統領令2024において、児童、少年保護機関の設立が定められた。それまでの保護機関として機能していたのは、児童裁判所及びその管轄下にあった児童生態学研究所のみであったが、国家子ども局(Departamento Nacional da Criança 以下DNC)が教育・保健省(Ministério da Educação e Saúde)内に設立され、大臣の直轄下に置かれた。そして翌年の10月5日には、大統領令3.799によりDNCから独立して、法務省及び連邦政府児童裁判所直轄の未成年援助局(Serviço de Assistência a Menores 以下SAM)が制定された。しかし、第一次児童法で示されたように「メノール」は非行少年または捨て子として認識されたため、強制権の行使によって再社会化教育がなされなければならない存在であったことには変わりはなかった。そして、SAMは、成人の監獄制度をまねて設立された機関であり、それは児童法による児童犯罪者の再教育のための国家装置にはかならなかったのである[Pereira Júnior 1992: 19]。

後にSAMは、創設の趣旨に反してギャングを養成する「犯罪学校(escola de crime)」と命名されるに至った[Alvim 1988: 8 - 9]。そして後にはその組織改革がせまられ、国立青少年福祉協会(Fundação Nacional de Bem-Estar do Menor 通称FUNABEM)へと移行する。

1943年、緊急法として知られる大統領令6.026は、新刑法の制定とともに第一次児童法の見直しをはかった。そこでは「メノール」の属性としての「非行少年」というカテゴリーは「犯罪者」に置き換えられた。つまり、「メノールであること」とは警察権力による取り締まりの対象であるということを示すようになったのである[Pereira Júnior 1992: 19]。

50年代になると、「メノール」の問題が更正施設や様々な司法機関等で問われるようになる。問題の焦点は、貧困児童が必然的に暴力的であり、その結果として社会にとって脅威的であるから、彼らを既存の諸機関へ収容することが極めて重要であるとされるようになったことである。また、この頃「小さなギャングたち」と呼ばれる貧困児童および国内の青少年の非行が顕著に増加した[Alvim 1988: 11]。

30年代まで「メノール」には、捨て子や非行少年というラベルが貼られていたが、40年代以降は「犯罪者」というラベルに貼り替えられた。その一方で、1946年憲法において教育制度が国家の義務となった。それらは上層階級の「子ども」と「メノール」を峻別する制度化でもあったといえる。つまり、教育の制度化は富裕層に属する「子ども」をつくりだし、社会更正の制度化は貧困層の「メノール」の存在を明らかにした。この時期は、「メノール」と「子ども」という異なる二つの「子ども期」

をとりまく制度化の時代であった。

3.4 全国青少年福祉政策と第二次児童法：「メノール」の成熟

1964年3月末ブラジルでは軍事クーデターが起こり、民主体制が崩壊した。4月9日に公布された軍政令第1号は、共産主義運動の肅正、悪化した国家財政の再建、中央政府の権限強化の方針を打ち出した[山田 1990:170]。そして、「メノール」対策においても新たな提案が行われた。同年11月1日、4.513法によって制定された全国青少年福祉政策(*A Política Nacional do Bem-Estar do Menor: PNBEM*)がそれである。この法律により「メノール」を中心主権的且つ垂直的に統括するシステムである国立青少年福祉協会(*Fundação Nacional de Bem-Estar do Menor*、以下FUNABEM)が設けられ、「犯罪学校」という汚名を着せられたSAMの歪みを正すことがその設立の目的とされた[Pereira Júnior 1992: 20]。

ところで、1967年憲法は軍事体制のもとでの経済成長と社会秩序維持を目指したものであった[Bezerra 1992: 42]。犯罪法を扱う5.258法が同年4月10日に制定され、「メノール」が再び刑事責任において成人と同等であるとみなされるようになった。これは1830年の犯罪法(*Código Criminal*)に逆戻りしたものであると理解できる[Pereira Júnior 1992: 20]。

1970年代、「メノール」はブラジルの都市で目立った存在となる。大都市のストリートは貧困層の生存のためのオルターナティブの場として機能するようになり、ストリートチルドレンが顕在化するようになった。都市における暴力の発生原因は貧困であるとして、都市の若者の犯罪及び暴力の阻止手段を求めて、またしても「メノール」対策を担当する法的機関の必要性についての議論が再燃するようになる。1979年10月10日には、第二次児童法が制定され、「まともでない状況(situação irregular)」にある18才未満の者を対象として救済、保護、監督をおこなうことを定めている。第二次児童法によると「メノール」とは「状況が恒常的でない者も含めて、生存のための基本的な条件(ベーシック・ニーズ)が満たされていない状況にある者」と定義される[Pereira Júnior 1992: 21]。

グアナバラ市では1973年、「グアナバラ市の少年非行(*Delinquência juvenil na Guanabara*)」と題した少年犯罪に関する初めての調査結果を出した。これは社会学者らの手によるものであったが、ようやくメノールの問題が社会科学の分野で取り上げられるようになったのである[Alvim 1988: 9]。

60年代から70年代にかけてブラジルは、「ブラジルの奇跡」と呼ばれる経済成長を経験する一方で、都市の貧困層が誰の目にも意識され出すようになる。この時期、「メノール」の概念は顕在化し、ストリートチルドレンという具体的な肉体を獲得するのである。

3.5 新憲法と児童青少年法 (*Estatuto da Criança e do Adolescente*)

80年代に入り、これまでに見てきた子ども期の二つのカテゴリーである「メノール」と「子ども」という分割された視点が統合へと向かうようになる。1985年の民政移管の後、新政府は安定政策による経済復興、憲法制定議会(*Assembléia Nacional Constituinte*)の召集による民主主義の制度化推進、新国家開発計画(*Plano Nacional de Desenvolvimento da Nova República*)による社会復興、そして1986年の社会優先プログラム(*Programa de Prioridades Sociais*)等を推進してきた[Bezerra 1992: 46 - 47]。

このような民主化の動きの中で、1986年5月8日から26日にかけて「第一回ストリートチルドレン全国大会(I Encontro Nacional de Meninos e Meninas de Rua)(11)」がブラジリアで開催された。これは、ブラジル中に散らばっているストリートチルドレン自身が企画実行したもので、子どもの人権を擁護する諸団体が大会の組織化を援助した。この大会にブラジル各地から集まった432人の8才から16才の子どもたちは、更正施設の暴力をはじめ、人間としての尊厳を維持できないような住宅・教育・保護・賃金・雇用・家庭・警察機関の現状を社会的暴力として告発した。その模様は全国15紙の新聞に掲載され、1時間のテレビやラジオの番組でも盛んに報道された。この大会を機に140万人の子どもの署名が集められ、民政移管後の新憲法に未成年の権利と保護を保障する条文の挿入を要求する運動が展開された。この結果、同年9月に文部省、厚生省、法務省、労働省によって構成される「子どもと憲法の全国委員会」が創設され、1988年の新憲法に児童と青年の人権と保護を保障する第227条が設けられた(12)。そして1990年7月、27年以来改正されることのなかった未成年法が、新たに児童青少年法として制定されたのである[三田 1994: 59、Fyfe 1989:112]。

この児童青少年法は第二次未成年法にとって変わり、「メノール」という用語自体を取り除き、それに代わって児童(criança)と青少年(adolescente)が用いられるようになった。つまり、これまで分断されてきた二つの子ども期が法制史上初めて一つの社会的なカテゴリーとして統一されることになったのである。

4 おわりに

ブラジル国家において1930年代及び軍政の時代、上流社会にとって「まともな状況」にないとされる未成年の処罰が「メノール」問題の解決策であるとされた。そして40年代から50年代は、彼らをいかに保護および救済するかという名目で「再教育」を目指したとされるが、その内容はやはり取り締まりにあったといえるだろう。そして60年代から70年代にかけて「メノール」という概念は、都市貧困層の顕在化とともに目立つようになった。「まともな状況にない」危険な未成年からいかに上流社会を守るかということに腐心してきた国家は、その手段として「子ども期」を「子ども」と「メノール」とに二分割し、後者を社会の中で隠蔽することが社会問題の解決策であると考えてきたと判断せざるを得ない。

現行の児童青少年法は、歴史的に子ども期を二分割し、「メノール」を抑圧してきたイデオロギーを消滅させることを考慮した根本的な変革であるといえる。80年代の民主化の時代に入って、分断されてきた二つの子ども期が、年齢階層を同じくする者という唯一の社会的カテゴリーとして初めて統一され、法制上は一つになって登場した。現在のブラジルは、青少年の保護に関して世界で最も進んだ法律を有していると評価されている[イボネ 1995:264]。しかしながら、制度的な変更によって歴史的に二分化されてきた子どもをめぐるカテゴリーとその実体がすぐに消え去るわけではなく、実際それらは現存している。「メノール」の肉化としてのストリートチルドレンは、今もなおブラジルの都市に誕生し生き続けているのである。

【注】

- (1) アリエスは、図像学を駆使して社会史における子どもの研究を行ったが、ヨーロッパの歴史において服装は社会的ヒエラルキーを示すものであった。17世紀になると上流階級の子どもの服装は貴族であれブルジョアであれ、大人の服装とは区別されるようになった。そのため、この時期を「子ども期」という意識の形成史において非常に重要な時期」であるとしている[アリエス 1992-a:57]。そして、このような「子ども期の特殊化」は長期にわたってブルジョワ及び貴族の少年のみに限定しておこり、庶民の子どもたちは服装、労働、遊びの上で大人とは区別されなかつた[アリエス 1992-a:60]。そして「子ども」がより社会的に広範囲で「発見」されるのは、「習俗がいっそう都市化して、都市が農村を凌ぐようになり、ブルジョアジーがより強力な階級となって、特権階級と民衆との両方に対して自らの地位をはっきりと際立たせるようになった」18世紀であったとされる[アリエス 1992-b:86-89]。
- (2) ブラジルの修道院には捨て子の収容施設が存在した。最初の捨て子の収容施設であるホダ・ドス・エスピストス (Roda dos expostos)がリオのSanta Casa de Misericórdia の修道院に設けられたのは1783年のことであった[Melo 1986: 26]。そして18世紀から20世紀までサンパウロやリオなどの都市でカトリック教会による福祉施設として機能していた。
- (3) 学術的に援用されるようになった法制上の用語を列記すると以下にみるとおりである。*"menor abandonado(捨て子)"*、*"menor delinqüente(非行少年)"*、*"menor de conduta anti-social(反社会的行為を起こす子ども)"*、*"menor assistido(反社会的行為を起こす保護された子ども)"*、*"menor dessastido(保護されていない子ども)"*、*"menor em perigo moral(道徳上危険な子ども)"*、*"menor carente(貧困児童)"*、*"menor em situação de risco(危険な状況にある子ども)"*、*"menor institucionalizado(制度の保護を受けている子ども)"* [Alvim 1988: 17]。
- (4) その内訳は、こそどろ119人、酔っぱらい182人、浮浪199人、規則違反458人、その他軽度の理由によるもの486人[Del Priore 1991:138]。1899年にはリオデジャネイロ福祉保護局 (Instituto de Proteção e Assistência do Rio de Janeiro) が創設されている[Bezerra 1992: 43]。
- (5) 例えば、リオから 188km にある人口 25 万人のマカエ市(Macaé)では、ジェンチ・ウルジェンチ計画 (programa Gente Urgente) を94年末から行うようになった。そのプログラムでは街を徘徊している犯罪者予備群としてのストリートチルドレンに仕事を与え、42レアルの給料を支払うというもので、既に542人が登録されている。しかし、そのプログラムに登録できる子どもは就学の登録を行っているものにのみ限られている。[Jornal do Brasil紙 95年3月14日付をもとにしたインターネットの記事]
- (6) この法案は1923年に可決する。
- (7) ブラジル最初の児童判事 (Juiz de Menores)に就任したメロ・マットス(José Cândido de Albuquerque Mello Mattos)によって練り上げられたこの児童法は、彼の名にちなんでメロ・マットス法とも呼ばれる。その第1章において「メノールとは捨て子であるか非行児童であるかを問わず 18歳未満の男女を指す」と規定しているにもかかわらず、特に児童労働にたずさわるものが主たる対象とされていたことから、この法令は「メノール」を基本的に放浪者または労働者として規定しようとしているといえる[Alvim 1988: 11、Pereira Júnior 1992: 18]。
- (8) 1930年、ブラジルはバルガス革命とも呼ばれる政治の転換期を迎へ、ボピュリズム体制のもとでの工業化が積極的に進められる。34年に新憲法が制定され、その翌年樹立したバルガスを大統領とする権威主義的なボピュリズム政権は、近代化を推し進める中で政治結社の自由を認め、労働者階級を特別に擁護した[Bezerra 1992: 42、齊藤 1976、山田 1990]。
- (9) 1940年以降、SAM に引き続いで様々な形で一般大衆の子どもや若者のケアを行うための数多くの組織が創設された。例えば、その一つが1942年に設立されたブラジル青少年・児童支援団体 (Legião Brasileira de Assistência 以下LBA)である。 LBAは、イタリアに派兵されていたブラジル遠征軍 (Força expedicionária Brasileira)の子弟の支援を目的としていたが、その後母子福祉センターとして現在も機能している[Alvim 1988: 8、Bezerra 1992: 44]。同じく1942年、工業部門の企業の融資とそのイニシア

ティプによって国立技術者養成学校(Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial)が生まれ、その後1946年には国立工業学校 (Serviço Social da Indústria)と国立商業学校(Serviço social do Comércio)が創設された[Alvim 1988: 8]。

- (10) 1976年、メノールの両親または保護者が生活に最低限必要な条件が満たされていない状態にあるもの13,542,508人、捨て子1,909,570人。1975年にメノールによる犯罪は11,812件、そのうち分けは、南東部44,17%、北東部37,98%[Alvim 1988: 11]。
- (11) 1995年10月4日から7日には、同じくブラジリアで第四回の全国ストリートチルドレン大会が開催された。この大会に参加した全国から集まったストリートチルドレンの総数は850人に及ぶ。
- (12) 第227条には、国際子どもの権利宣言の主旨が反映されている[Pereira Júnior 1992: 21]。その条文は、以下の通り。なお、国際子どもの権利宣言は、1959年11月20日の国連総会で採択。
- 第227条 児童及び青年に対し、絶対的な優位性をもって、生活、健康、食物、教育、余暇、職業教育、文化、尊厳、尊敬、自由および家族と社会での共同生活を保障し、またすべての形態の無視、差別、搾取、暴力、残酷および抑圧からこれらの者を保護することは、家族、社会および国家の義務である[矢谷1991: 191]。

【参考文献】

- アリエス『<子供>の誕生』杉山光信、杉山恵美子訳、東京、みすず書房、1992-a年
「「教育」の誕生」中内敏夫、森田伸子編訳、東京、藤原書店、1992-b年
- ボネベゼテデ・メロ『リオの路上から イボネと子どもたち』宮川智恵子訳、東京、丸善プラネット、1995年
- 齊藤広志『ブラジルの政治』東京、サイマル出版会、1976年
- 副田義也『世界子どもの歴史 11』東京、第一法規、1986年
- 三田千代子「社会史の中の子供たち—ブラジル」「ラテンアメリカ 子供と社会」新評論、1994年
- 宮沢康人「世界子どもの歴史 6 産業革命期」東京、第一法規、1985年
- 山田陸男編『概説ブラジル史』東京、有斐閣選書、1990年
- Pereira Júnior, Almir. Bezerra, Lucas Jaerson. Heringer, Rosana.(org.) *Os impasses da cidadania: Infância e adolescência no Brasil*, IBASE, Rio de Janeiro, 1992, 114p.
- Alvim, Maria Rosilene Barbosa e Valladares, Lícia do Prado. "Infância e Sociedade no Brasil: Uma Análise da Literatura", em *Boletim Informativo e Bibliográfico de Ciências Sociais*, Rio de Janeiro, no. 26, pp.3-37, 2º semestre de 1998.
- Bezerra,Jaerson Lucas. "Assistencialismo e Política" em *Os impasses da cidadania: Infância e adolescência no Brasil*, IBASE, Rio de Janeiro, 1992, pp.36 - 49
- Del Priore, Mary(Org.); Mello e Souza. Laura de. *História da Criança no Brasil*, São Paulo, Ed. Contexto: CEDHAL, 1991, 176p.
- Fyfe, Alec. *Child Labour*, Polity Press and Basil Blackwell Inc, Cambridge, 1989
- Melo, Floro de Araujo. *A História da História do Menor no Brasil (abandonado, delinquente e infrator, desde suas raízes)*, Gráfico Borosi S. A., Rio de Janeiro, 1986
- Moura,Esmeralda B.B. *Mulheres e menores no trabalho industrial: os fatores sexo e idade na dinâmica do capital*. Petrópolis, Vozes, 1982.
- Pires, Julio Manuel. *Trabalho Infantil: A necessidade e a Persistência*, USP, FEA, São Paulo, 1988, 309p.
- Rizzini, Irma."O Elogio do Científico - A construção do "Menor" na Prática Jurídica" em *A Criança no Brasil Hoje -Desafio para o Terceiro Milênio*, Ed. Univ. Santa Úrsula, Rio de Janeiro, 1993-b. pp.81 - 99